

寒川町耐震改修促進計画（素案）の概要

1 計画の目的等

- 計画策定の背景
 - ・ 平成17年3月、国の中央防災会議は、東海及び東南海・南海地震の被害想定 of 死者数や経済被害について、今後10年間で半減させるという目標が設定されました。
 - ・ 国の基本方針において、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を、現状の75%から90%にすることを目標とされました。
 - ・ 平成18年1月、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正施行により策定が位置づけられ、県は義務、市町村は努めることとなりました。
- 計画の目的
 - ・ 安全安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進します。
- 計画の期間
 - ・ 平成22年度から平成27年度（6年間）
 - ・ 必要に応じて計画の見直しを行います。

2 寒川町において想定される地震の被害状況

- 寒川町で想定される地震及び被害想定（神奈川県地震被害想定調査より）

	東海地震	南関東地震	神奈川県西部地震
建物全壊棟数	310棟	5,540棟	10棟
死者数	10人未満	70人	0人

3 建築物の耐震改修の実施に関する目標

○ 耐震化の現状

(住宅)

用途区分	耐震化率(平成21年現状)
住宅	約82%

(特定建築物等)

用途区分	耐震化率(平成21年現状)
特定建築物等	約84%

(公共建築物)

用途区分	耐震化率(平成21年現状)
町有公共建築物	約88%

○ 耐震化の目標(目標年次 平成27年度)

【住宅の耐震化率90%】

- ・ 約570戸の耐震化が必要

【多数の人が利用する特定建築物等の耐震化率90%】

- ・ 約4棟の耐震化が必要

【公共建築物の耐震化率100%】

- ・ 約10棟の耐震化が必要

4 建築物の耐震化を促進を図るための施策

- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
 - ・ 啓発資料、町ホームページの活用
 - ・ セミナーの開催
 - ・ 防災マップ等の整備
- 耐震化を促進するための環境整備
 - ・ 町民相談体制等
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策
 - ・ 耐震診断、耐震改修に対する財政支援
 - ・ 耐震改修に対する税の特例措置
- その他の地震時における建築物等の安全対策
 - ・ 落下物対策
 - ・ ブロック塀等の安全対策
 - ・ 家具の転倒防止対策

5 耐震改修等を促進するための指導や命令等について所管行政庁と連携

※ 県計画において、「所管行政庁※1（神奈川県知事）は、特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこと」としていることから、寒川町では所管行政庁（神奈川県知事）と連携しながら促進していきます。

※1 耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法第4条に規定する建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をいい、その他の市町村については知事をいいます。（寒川町の場合は、神奈川県知事となります。）

- 耐震改修促進法による指導・助言の実施（耐震改修促進法第7条第1項）
 - ・ 特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書を送付
- 耐震改修促進法による指示の実施
 - ・ 耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付
- 公表の実施（耐震改修促進法第7条第3項）
 - ・ 正当な理由がなくその指示に従わない場合は、法に基づき公表。公表は町でも、広報やHPへの掲載等により行います。
- 建築基準法に基づく勧告及び命令の実施（建築基準法第10条）
 - ・ 耐震上危険な建築物で正当な理由が無く措置しない場合、法令に基づく除却、改築、修繕等の勧告、命令。

6 その他の耐震改修等を促進するための事項

- 地震時に通行を確保すべき道路について
 - ・ 災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、神奈川県では、特に重要な路線については、地震時に緊急車両等の通行を確保すべき道路として位置づけ、その沿線の特定建築物の耐震化を促進します。町は、県とともに当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいきます。